

# 介護サービス事業者指定更新事務の手引き

(平成 21 年 4 月版)

佐賀県健康福祉本部長寿社会課  
佐賀中部広域連合総務課

## 1 概要

平成18年の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の改正により、指定事業者の基準適合状況を定期的に確認するために、指定の効力に6年間の期限が設けられました。

このため、事業者は指定日から6年を経過する度に指定の効力を失うこととなるため、有効期間終了までに指定の更新申請をしなければなりません。

## 2 指定（許可）更新の対象

### (1) 対象事業者

- ①指定居宅サービス事業者（法第70条の2）
- ②指定介護予防サービス事業者（法第115条の2）
- ③指定地域密着型サービス事業者（法第78条の11）
- ④指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第115条の19）
- ⑤指定居宅介護支援事業者（法第79条の2）
- ⑥指定介護予防支援事業者（法第115条の28）
- ⑦指定介護老人福祉施設（法第86条の2）
- ⑧介護老人保健施設（法第94条の2）
- ⑨指定介護療養型医療施設（法第107条の2）

\*③指定地域密着型サービス事業者、④指定地域密着型介護予防サービス事業者、⑥指定介護予防支援事業者については、各保険者で手続きを行います。

### (2) 対象とならない事業者（みなし指定）

- ①保険医療機関（病院、診療所）が行う
  - ・訪問看護、介護予防訪問看護
  - ・訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション
  - ・通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション
  - ・居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導
- ②保険薬局が行う
  - ・居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導
- ③介護老人保健施設が行う
  - ・通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション
  - ・短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護
- ④指定介護療養型医療施設が行う
  - ・短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護

### 【平成21年4月以降の通所リハビリテーション（介護予防）の指定の取扱いについて】

平成21年4月1日以降、介護保険法施行規則の改正により、医療機関の指定を受けている病院・診療所は介護保険の通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの「みなし指定」で事業を実施できることとなります。

このため、平成21年4月以前に通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の指定を受けている事業所については、既に指定を受けている指定期間の満了日の翌日から「みなし指定」の効力が発生することとなるため、指定更新の手続きは不要となります。

ただし、通所リハビリテーションを実施するために必要な人員や施設等については基準を満たしていただく必要がありますので、新規に実施される場合や変更される場合はご相談ください。

### 3 指定の有効期間

#### (1) 有効期間

指定の更新に係る有効期間は6年間ですので、事業者は指定日（及び前回更新日）から6年を経過するごとに指定の更新を受けなければ、有効期間満了により指定の効力を失い、事業を継続することができません

#### (2) 経過措置

指定の更新制は平成18年4月に導入されたものであるため、それ以前に行われた指定の有効期間については次のような経過措置が設けられています。

##### ①平成12年4月1日～平成13年3月31日までに指定を受けた場合

最初の更新における指定有効期間は指定を受けた日から8年間

(介護保険がスタートした平成12年4月以前に指定を受けた事業所については平成12年4月1日に指定を受けたものとみなされます。)

##### ②平成13年4月1日～平成14年3月31日までに指定を受けた場合

最初の更新における指定有効期間は指定を受けた日から7年間

##### ③平成14年4月1日～平成18年3月31日までに指定を受けた場合

最初の更新における指定有効期間は指定を受けた日から6年間

(例)

指定日				指定有効期日
平成12年4月1日	平成13年4月1日	平成14年4月1日		平成20年3月31日まで
平成12年5月1日	平成13年5月1日	平成14年5月1日	→	平成20年4月30日まで
平成12年6月1日	平成13年6月1日	平成14年6月1日	→	平成20年5月31日まで
(略)	(略)	(略)	→	(略)
平成13年3月1日	平成14年3月1日	平成15年3月1日		平成21年2月28日まで
平成15年4月1日				平成21年3月31日まで
平成15年5月1日				平成21年4月30日まで
(略)			→	(略)
平成18年3月1日				平成24年2月29日まで

### 4 更新申請の手続き

#### (1) 提出書類

①指定更新申請書

②チェックリスト

③付表

(各サービス毎に様式が異なります。)

④従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表

【参考様式1】

(資格等が必要な場合は資格証等の写しを添付)

\*ユニット型の施設についてはユニット毎の人員配置がわかるようにすること。

\*介護療養型医療施設については夜勤職員基準を充足していることがわかる勤務体制表も添付すること。

⑤管理者経歴書

【参考様式2】

\*訪問介護（介護予防訪問介護）についてはサービス提供責任者経歴書も添付すること。

\*小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）については小規模多機能型居宅介護計画作成担当者経歴書も添付すること。

⑥事業所の平面図

（施設サービス以外のサービスについては事業所内の写真も添付）

\*写真については設備基準上、必要なものを撮影すること。

⑦居室面積等一覧表

【参考様式4】

（施設サービスのみ）

⑧誓約書

【参考様式9-1】

（サービスにより様式が異なります。）

⑨役員名簿

【参考様式9-2】

⑩介護支援専門員の氏名及びその登録番号

【参考様式10】

⑪病院・診療所の使用許可証等の写し

⑫福祉用具の保管及び消毒の方法

（福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売）

\*提出書類については全てA4サイズでお願いします。

\*様式については、下記のホームページからダウンロードできます。

佐賀県のホームページ (<http://www.pref.saga.lg.jp/>)

（くらしと教育 > 介護・福祉 > 介護保険 > 介護サービス事業者の指定及び指定更新をする方はこちらから）

佐賀中部広域連合のホームページ (<http://www.chubu.saga.saga.jp/>)

（介護保険 > 申請書が取り出せます > 事業者更新）

(2) 提出場所

①居宅サービス、介護予防サービス、居宅介護支援事業

・佐賀市、多久市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町に事業所がある場合  
（佐賀中部広域連合総務課）

・上記以外の地区に事業所がある場合  
（佐賀県長寿社会課）

②介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

（佐賀県長寿社会課）

③地域密着型サービス、介護予防地域密着型サービス

・佐賀市、多久市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町に事業所がある場合  
（佐賀中部広域連合総務課）

・上記以外の地区に事業所がある場合  
（事業所の所在する地区の保険者）

\*佐賀中部広域連合管内以外の地域密着型サービス、介護予防地域密着型サービスについての更新事務については各保険者にご確認ください。

(3) 提出期限

指定更新については、県（佐賀中部広域連合）から対象事業所に対して指定有効満了日の概ね3か月前までに通知をします。指定有効期日満了日の1か月前までに更新申請書の提出をお願いします。

\*更新案内については本県に届出された事業所の所在地あてに通知を行いますが、この通知が宛先不明等により県（佐賀中部広域連合）に返戻された場合にも、所在地を調査して再度郵送することはいたしませんので、ご注意願います。

(4) 提出部数 1部

(5) 現地確認

- ①施設サービスについては、人員配置、事業の運営状況等について現地審査を行います。  
(施設以外のサービスについても必要と認められる事業所については現地審査を行います。)
- ②現地審査の日程等については、別途お知らせします。

(6) 手数料

①指定更新にあたっては、佐賀県手数料条例及び佐賀中部広域連合手数料条例に基づき、下記のとおり手数料を徴収します。手数料の納付がない申請書は受理できないので、ご注意ください。

②県と佐賀中部広域連合では手数料納付の方法が違いますのでご注意ください。

・県への手数料は、

所定の金額分の佐賀県収入証紙（収入印紙ではありません）を更新申請書に貼り付けて納付します。

(収入証紙は換金できませんので、金額等に間違いがないか十分確認の上、購入してください。)

・佐賀中部広域連合への手数料は、

申請時に納付書をお渡ししますので、所定の金融機関に納付します。

③この手数料は更新申請の審査のための手数料です。指定できない場合も返還はできませんので、予めご了承ください。

【指定更新手数料】

(単位：円)

居宅サービス	介護予防サービス	居宅介護支援	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護施設特別施設	地域密着型 (保険者)	介護予防 地域密着型 (保険者)
9,000	9,000	9,000	21,000	21,000	21,000	9,000	9,000

\*ただし、同一事業所における同種の居宅サービスと介護予防サービスを同時に更新申請した場合は、介護予防サービスに係る手数料は徴収しません。

(例：通所介護と介護予防通所介護を同時に指定申請した場合、9,000円)

\*佐賀中部広域連合管内以外の地域密着型サービス、介護予防地域密着型サービスの更新事務手数料については各保険者にご確認ください。

(6) 休止中の事業所について

休止中の事業所は、人員及び設備に関する基準を満たしていませんので、更新申請を受けることができません。したがって、指定の有効期間満了をもって指定の効力を失うことになります。

ただし、指定の有効期間満了日までに「再開届」を提出され、人員及び設備に関する基準を満たした場合は、更新を受けることができます。

(7) 更新申請にあたっての留意事項

①指定（許可）更新申請は、事業所ごと、サービス種類ごとに行うので、申請書は事業所ごと、サービスごとに提出する必要があります。

ただし、同一事業所における同種の居宅サービスと介護予防サービスを同時に行う場合はこの限りではありません。

②更新申請書提出後に変更が生じた場合は、変更後の状況で書類を整備することになりますので、必要な書類の追加等をお願いします。

③更新申請書提出後に事業所を廃止することになった場合は、事業所の廃止届出を出してください。

④申請書類一式については、必ず事業所控え（コピー）を保管しておいてください。

5 お問い合わせ先

佐賀県健康福祉本部長寿社会課 介護サービス担当

TEL 0952-25-7266 FAX 0952-25-7265

佐賀中部広域連合総務課 指導係

TEL 0952-40-1131 FAX 0952-40-1165

# 指定（許可）更新手続きの流れ

指定更新の3か月前

指定（許可）更新手続きの案内

○県（佐賀中部）が指定（許可）更新対象事業所へ通知

- ・更新申請書及び付表等を添付



事業所開設者  
（更新申請書作成）

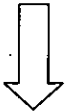
（更新を行わない事業所については事業を終了する日までに廃止届出を提出）

指定更新の1か月前

申請書提出／受付

○県（佐賀中部）で受付を実施

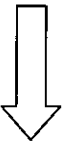
- ・事業所は申請書類を持参し形式審査を受ける
- ・不十分な場合は受付をしないので再提出



書類審査／現地確認

○県（佐賀中部）で書類審査・現地確認

- ・更新要件を満たしていない場合は是正指導
- ・事業所は更新申請後に変更があった場合は書類の変更・追加を行う
- ・施設サービスについては必ず現地確認を行う



更新要件を満たしている  
ことの確認完了

（必要と思われる事業所については施設サービス以外でも実施）

日程については別途通知



指定有効期間満了日前

更新指定（許可）通知

○更新要件を満たす事業所に指定更新通知を送付